

松阪地区広域消防組合消防職員協議会第4回議事録

と き：平成30年6月22日(金)9時30分～12時00分

ところ：東海ろうきん松阪支店2階会議室

参加者：梶川、関岡、高山、中村、中川

1. 6月29日に実施する特殊勤務手当に対する消防長協議について

事務局：

6月29日に三木消防長、武田次長、松本総務課長、梶川、森下、中川、中島市議会議員で特殊勤務手当の支給を求める協議を実施する。それに伴いどのように協議を実施していくかご意見をお願いします。

意見：

- ・以前から消防職員委員会では待遇面については順番に改善を実施していく、という話があった。大型等の免許補助が実施されたので今後は特殊勤務手当の支給を求める活動を実施していただくよう要望しては。

- ・以前、中島市議会議員と松阪市役所職員組合の柿本書記長と協議を実施した時、特殊勤務手当の規則を松阪市の規則に載せて準用する形で作成すると総務省から特殊勤務手当の支給枠を増やした事で問題提起される可能性があるので松阪消防の規則で作成する方がよい、という話があった。この話を広域消防の総務課に伝えた方がよいと考える。

- ・特殊勤務手当の支給については2000万円の予算化が必要である。現在の予算枠の中でこの予算配分を形にできれば管理者の理解は得やすいと考えられる。

→協議会で全国、三重県内の協議会と情報交換を行い予算の削減案を作成してはどうか？

- ・救急ダイヤル24を#7119に変更しては。

→三重県内で統一する必要がある。三重県に動きがない現在では実施が困難と考える。

- ・全ての手当に支給を求めるのではなく段階的に支給を求めていってはどうか？

→救命士の手当と機関員手当が急務である。ただ、救命士の手当になると挿管、LT、輸液等の活動に限定される可能性が考えられるので救急活動に対する手当の支給を求める事が必要であると考えられる。

- ・消防長、総務課長の考え方を確認し方向性を検討する事が必要であると考えます。

方針

①協議会として1. 救急活動手当 2. 機関員出動手当の支給を求める。(その他の屋内進入手当、潜水手当等は今後の検討事項とする)

②総務課の考え方の確認を行う。

③上記の2項目を事項書として作成し消防長と次長に今年度から実質的に実施していただくよう依頼を行う。

④今後は予算削減案(車両維持計画の見直し等)を作成し建設的な意見提示を実施する。

2. 新指令台導入について

事務局：

新指令台導入について新指令台のシステム委員、車両編成委員が指令課員と管理職以上の幹部職員で編成されている。そのことについて下記の意見が協議会会員から挙げられています

- ①現在、現場で活動している救命士や消防士長階級の若手職員が委員に選任されていない。現在提出されている意見に対して対応できないのではないかと？
- ②サーバー、支援系システムが一部バージョンアップをOKIが実施されているが入札の弊害となるのではないかと
- ③本部で救急課、総務課で意見聴取を行う会議を行うと指令課を通じて話があった。実際に会議を実施したところOKI側のバージョンアップの説明のみであった。OKIに対して指令課側がリードできていないと感じる。
- ④次に指令台が導入されるのは15～20年後であると考えられる。現在の選考委員はその際には退職していないと考えられる。今後も考え委員に20代後半から30代半ばの職員を入れた方がいいと考えられる。他消防はそういった実例が一般的であるため指令台導入の意見書に記載しました。

方針

- ①～③について現在問題等はないので④について指令課長に対して意見交換を実施します。

3. その他の協議について

- ①初任課生の食事代の公費支給について

→鈴鹿消防では、外食ができないので食事代を支給しているという実例があります。

方針：

消防職員委員会に意見書を提出しているので、職員委員会後に対応を実施する。

- ②火災報告書の合議について、誰かわからない不備の指摘がある。不備内容が明確でない部分もある。

→供覧であれば情報共有だけで決裁ではないが、合議は決裁に該当するので問題ないのでは？

方針：予防行政研究会に意見を実施する。

③. 車両整備点検について分署で合理的な方法は実施できないか？

→各振興局は消防団車両を地元で対応している。そういった形にできないか？

方針：

まだ実施が始まって間もないので様子を少し見て今後活動を考えていい。

④. 夜間勤務体制について

現在の夜間勤務体制の問題を改善する事が急務である。

方針：

消防職員委員会に意見書を提出しているので職員委員会後に対応を実施する。

4. 来年度の松消協の体制について

改正案

①松消協の福利厚生委員を選出する。

②事務局員を増員する。

③アドバイザーを依頼する。

④現在の活動手当を見直し、各役員、委員を窓口手当として、1000円を支給し各活動にそれぞれ活動費を支給する。